

学識経験者について

○ 安全管理委員会の位置づけ

- ・ 設 置 平成18年6月に山梨県、北杜市、事業団の3者で締結した公害防止協定に基づき、平成19年8月29日設置

【公害防止協定】

第9条 事業団は、処分場の建設及び運営について、地域住民や専門家の意見を聴くことにより、安全面に万全を期すため、県、事業団、北杜市（地域住民を含む。）及び専門家からなる安全管理委員会を設置するものとする。

- ・ 委員数 20名（北杜市4名、地元代表8名、学識者2名、県3名、事業団3名）
- ・ 任 務 ① 処分場の建設時の施行状況
② 公害防止協定の細目事項
③ その他処分場の安全管理について必要な事項
- ・ 役 割 ① 平成21年度からは、主に環境モニタリング調査結果や環境整備センターの維持管理の状況等を事業団から報告し、その内容等を検証する場
② 調査結果等に異常が認められた場合の報告の場
③ 周辺環境への影響が懸念され、業務を停止している時の再開に当たっての協議の場

○ 学識経験者の増員について

- ・ 昨年8月12日に開催された平成22年度第1回安全管理委員会で、地元選出委員から専門委員の増員についての要望が出された。

【要望趣旨】

環境モニタリングのデータを客観的に評価していくために、（処分場に対する）それぞれの立場から専門委員を出していくことの検討の提案。

《検討》

○ 本年2月12日に開催された第2回委員会において、専門委員の増員について検討した。

【事務局の提案】

- ・ 専門委員は増員せず、委員会設置要綱4条を適用する。

第4条：「委員長は必要があると認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。」

【委員の意見】

- ・ 委員会の中立性を更に高めるためにも増員をすべきである。
- ・ 現任の専門委員ではカバーできない面においては、専門家を呼んで意見を聞くことは当然必要であるし、別の観点から見ていくためにも、増員は必要である。
- ・ 地下水汚染が心配と思われるので、地下水、地質、汚染との関連に専門的な委員を選任してほしい。
- ・ 地下水専門にとらわれず、処分場の問題をトータルで見ている方や処分場の運営を見ている人が良いのではないか。
- ・ 専門的なことを検討するとならば、オールラウンドの人よりも専門的な人を招聘した方が、効率的な検討ができる。 等

【結 論】

- ・ 委員会に現在の2名の先生の他に、専門委員の先生をもう一人増員する。

○ 選考基準

これまでの意見を参考に、事務局では次の基準を提案

- (1) 中立的な立場での意見を期待できる方
- (2) 土壌汚染や水質汚染の専門家の方
- (3) 現場経験も豊富で実績のある方